

未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）についてのご注意事項

ジュニア NISA をご利用いただくにあたり、以下のご注意事項をご確認の上、お申し込みください。

なお、お手続き別に特にご注意いただきたい事項が異なりますので、今回のお手続きに該当する「お取り扱い」欄に「●」および「◎」の記載された事項につきましては、特にご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。

また、「◎」の記載された事項については、お客さまから運用管理者とならない法定代理人（お客さまの配偶者等）に対して説明してください。

項番	ご注意事項	お取り扱い				
		口座開設	購入	積立	解約	払出し等
1	ジュニア NISA のご利用対象者は口座を開設しようとする年の 1 月 1 日において 0 歳～19 歳またはその年に出生した国内居住者である個人です。 ジュニア NISA のご利用にあたっては、口座名義人の親権者等法定代理人全員による同意が必要です。 また、口座名義人に代わってジュニア NISA の運用管理を行う運用管理者 1 名を法定代理人から指定してください。 運用管理者は、口座名義人本人のために運用を行い、運用管理者自身のために運用することはできません。 運用管理者または法定代理人に変更（異動）等があった場合は、当行に届け出てください。 ジュニア NISA は店頭での口座開設およびお取扱となります。	●				
2	口座名義人が 20 歳となった際は、法定代理人の法定代理権が消滅し、原則として口座名義人本人が運用管理を行う必要があります。ただし、口座名義人の適合性が確認できるまでは、自動積立を含む購入の注文をすることができません。	●	●	●		
3	ジュニア NISA 口座および課税ジュニア NISA 口座の資金は、口座名義人本人に帰属する資金に限定されるため、課税ジュニア NISA 口座（払出制限のある通常貯金口座）への入金には口座名義人本人または法定代理人による窓口における現金での入金に限ります。	●				
4	ジュニア NISA 口座および課税ジュニア NISA 口座で運用される資金は、口座名義人本人に帰属する資金に限定されます。口座名義人本人に帰属する資金以外の資金により運用が行われた場合には、所得税・贈与税等の課税上の問題が生じる可能性があります。	◎				
5	その年の 3 月 31 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日までは原則としてジュニア NISA 口座および課税ジュニア NISA 口座からの払出しはできません。 上記期間中に払い出す場合は、ジュニア NISA 口座および課税ジュニア NISA 口座が廃止され、過去に非課税で支払われた分配金や過去に非課税とされた譲渡益については、非課税の取扱いがなかったものとみなされて、払出し時に課税されます（災害等の止むを得ない場合においては、非課税で払い出せます。この場合もジュニア NISA 口座および課税ジュニア NISA 口座が廃止されます。）。	◎			◎	◎
6	払出しは口座名義人本人または運用管理者に限り行うことができます。 ※ 口座開設者本人のみで払出しを行う場合は、運用管理者の同意書が必要となります。	●				●
7	ジュニア NISA 口座および課税ジュニア NISA 口座から払い出された資金は、口座名義人本人に帰属します。払い出された資金を口座名義人本人以外の者が費消等した場合には、事実関係に基づき、贈与税等の課税上の問題が生じる可能性があります。	◎				◎
8	ジュニア NISA 口座開設のお申し込みには、口座名義人のマイナンバー、住所、氏名、生年月日等の記載のある所定の確認書類、口座名義人と運用管理者の関係性がわかる資料（住民票の写し等）が必要です。 ジュニア NISA 口座の開設にあたっては、税務署の確認および当行所定の審査があります。確認および審査の結果によってはジュニア NISA 口座が開設されない場合があります。開設が可能な場合、お客さまの「未成年者非課税適用確認書」が税務署から当行に送付されます。当行は、お客さまの「未成年者非課税適用確認書」を保管し、ジュニア NISA 口座を開設します。開設ができない場合、当行において課税ジュニア NISA 口座（特定口座または一般口座）の解約処理を行い、解約した旨の通知および税務署から発行された通知書を送付いたします。 ※ 運用管理者の変更（異動）についても当行所定の審査があり、審査の結果によっては運用管理者の変更（異動）をお断りする場合があります。	●				
9	ジュニア NISA 口座の開設には、ジュニア NISA 専用の決済口座として、課税ジュニア NISA 口座の開設が必要となります。課税ジュニア NISA 口座は、払出制限のある通常貯金口座および投資信託口座（特定口座または一般口座）により構成されます。 当行においては、課税ジュニア NISA 口座は、払出制限のある通常貯金口座および特定口座の構成を原則としますが、すでに特定口座を開設済みの場合、課税ジュニア NISA 口座は、払出制限のある通常貯金口座および一般口座の構成となります。 課税ジュニア NISA 口座では、下記の通り入出金等の機能が大幅に制限されています。 ① 機械払（キャッシュカード）の利用およびデビット機能の利用はできません。 ② 定額・定期貯金（担保定額・定期貯金、自動積立定額・定期貯金、満期一括受取型定期貯金、財産形成定額貯金等を含む）の預入はできません。 ③ 自動払込みの申し込みはできません。 ④ 口座名義人本人による窓口での入金（払込み）に限ります（預入、振替、振込はできません）。 ⑤ 国債の購入はできません（他行から当行への課税ジュニア NISA 口座への振替もできません）。 （詳細は当行ホームページまたはゆうちょ銀行直営店および投資信託取扱郵便局窓口にてご確認ください）	●				
10	ジュニア NISA 口座の開設可能な期間は平成 28 年（2016 年）～平成 35 年（2023 年）です。 ジュニア NISA 口座の開設は、すべての金融機関を通じてお 1 人さま 1 口座しか開設できません。 ※ 複数の金融機関に重複してお申し込みされますと、もっとも希望される金融機関でジュニア NISA 口座が開設されない場合があります。また、ジュニア NISA 口座の開設が大幅に遅れる可能性があります。 ※ ジュニア NISA 口座開設後の金融機関変更・キャンセルはできません。	◎				
11	当行では、ジュニア NISA 対象金融商品のうち、公募株式投資信託のみ取り扱っております。 ジュニア NISA 口座および課税ジュニア NISA 口座で国債を購入することはできません。	◎				
12	ジュニア NISA は、新たなご購入が対象です。 すでに特定口座・一般口座で保有する投資信託を、ジュニア NISA 口座に移すことはできません。	●	●	●		
13	ジュニア NISA 口座ではスイッチングを利用できません。					
	利用できないスイッチング一覧					
	項番	解約・買取ファンド	購入・募集ファンド			
	1	ジュニア NISA 口座	ジュニア NISA 口座	●	●	●
2	ジュニア NISA 口座	課税ジュニア NISA 口座 （特定口座または一般口座）				
3	課税ジュニア NISA 口座 （特定口座または一般口座）	ジュニア NISA 口座				
14	ジュニア NISA 口座の非課税投資枠は年間 80 万円です。ジュニア NISA 口座で保有している投資信託を売却・移管しても、その分の非課税投資枠を再利用することはできません。 そのため、短期間での売買（乗換え）を行うことを前提としたお取引は適しません。 ※ 各年における非課税投資枠を非課税管理勘定といいます。	◎	◎	◎	◎	◎

項番	ご注意事項	お取り扱い				
		口座開設	購入	積立	解約	払出し等
15	非課税投資枠の残額を翌年に繰り越すことはできません。	●	●	●	●	●
16	ジュニアNISA口座での損失については、特定口座・一般口座で保有する他の投資信託の売却益や分配金との損益通算ができず、当該損失の繰越控除もできません。	◎	◎	◎	◎	◎
17	同一の投資信託を複数の年分の非課税管理勘定で購入した場合、非課税管理勘定の年分を選択して売却することはできません。また、先に購入した分から売却されます。		●	●	●	●
18	非課税期間終了時等に、ジュニアNISA口座で保有している投資信託を課税ジュニアNISA口座へ移管する場合、移管時点の時価評価額が、課税ジュニアNISA口座での取得額とみなされます。					●
19	<p>非課税期間終了時等に、ジュニアNISA口座で保有している投資信託を他の年分の非課税管理勘定に移管（ロールオーバー）する場合、移管できる金額の上限は80万円（成人NISAに引き継がれている場合は120万円まで。ただし、移管先の年分の非課税投資枠の余裕枠の範囲内）となります。なお、他の年分の非課税管理勘定に移管した場合は、その年分の非課税投資枠を使用することになります。また、移管できなかった投資信託については、元の非課税管理勘定がある場合、元の非課税管理勘定にて保有されます。</p> <p>※ 移管は、移管時点の時価評価額にて行われます。</p> <p>※ 同一の投資信託を同一の年分の非課税管理勘定で複数回購入している場合、先に購入した分から移管されます。</p> <p>※ 上記移管のお申し込みを行った投資信託と同一の投資信託をジュニアNISA口座で売却するお申し込みは同日に受け付けられません。</p> <p>※ ジュニアNISA口座で、上記移管のお申し込みを行おうとする投資信託と同一の投資信託に代金計算日未到来の売却注文がある場合は、受け付けられません。</p> <p>※ 上記移管のお申し込みとジュニアNISA口座での買付のお申し込みは同時にできますが、ジュニアNISA口座での買付で非課税投資枠を全て消費した場合は、上記移管はできません。</p> <p>※ 上記移管処理によって非課税投資枠が無くなった場合は、ジュニアNISA口座での買付のお申し込みはできません。</p> <p>※ 未完了の取扱店変更手続がある場合は、上記移管は受け付けられません。</p>	●	●	●	●	●
20	ジュニアNISA口座で保有する投資信託の残高、個別元本、損益等の管理は、課税ジュニアNISA口座（特定口座または一般口座）とは別管理になります。	●				
21	投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）は従来から非課税であり、ジュニアNISA口座においては制度上のメリットを享受できません。	◎	◎	◎		
22	<p>ジュニアNISA口座での購入（自動積立購入を含みます）を希望される場合は、購入申込書でジュニアNISA口座を指定してください。</p> <p>なお、課税ジュニアNISA口座（特定口座または一般口座）で購入している自動積立契約を、ジュニアNISA口座で購入するように変更するには、契約変更のお申し込みが必要です。</p>	●	●	●		
23	<p>購入額（自動積立購入と分配金再投資購入を含みます）が非課税投資枠を超えた場合、超過分は、自動的に課税ジュニアNISA口座（特定口座または一般口座）で受け入れられますので、非課税扱いとはなりません。</p> <p>なお、自動積立購入と分配金再投資購入の場合は、翌年に新たな非課税投資枠が発生すれば、非課税投資枠がある限り、自動的にジュニアNISA口座で購入します。</p>	●	●	●		
24	<p>ジュニアNISA口座で保有する投資信託から発生した分配金は、ジュニアNISA口座での「分配金再投資」または「分配金受け取り」とするかの取り扱いのみとなります。</p> <p>※ 「分配金受け取り」を選択した場合でも、課税ジュニアNISA口座（払出制限のある通常貯金口座）に入金され、原則払出しはできません。</p> <p>分配金再投資は、手数料はかかりませんが、購入扱いとなりますので、その金額分、非課税投資枠を使用します。分配金受け取り方法を変更したい場合はお申し出ください。</p>	●	●	●		
25	<p>購入時手数料に大口割引設定がある投資信託について、ジュニアNISA口座と課税ジュニアNISA口座（特定口座または一般口座）の合計金額で大口割引の適用を受けるには、購入申込金額の全額を、ジュニアNISA口座を指定してお申し込みください。非課税投資枠を超える分は、自動的に課税ジュニアNISA口座（特定口座または一般口座）で購入しますが、手数料はジュニアNISA口座と課税ジュニアNISA口座（特定口座または一般口座）の合計金額から算出します。</p> <p>ジュニアNISA口座と課税ジュニアNISA口座（特定口座または一般口座）で別々に購入申し込みを行った場合、それぞれの口座の購入申込金額が大口割引の対象金額を下回り、大口割引が適用されない場合があります。</p>	●	●	●		
26	非課税投資枠と同額またはそれ以上の金額により、ジュニアNISA口座での購入をお申し込みいただいたとしても、購入額は非課税投資枠内で購入できる口数に基準価額を乗じて算出するため、非課税投資枠が一部使用されない場合があります。	●	●	●		
27	<p>非課税投資枠使用の優先順位は、以下のルールによります。</p> <p>① 非課税投資枠は、「一般購入の申込日」「自動積立購入の代金計算日」「分配金再投資購入の代金計算日」のうち、日付が早い順番に使用します。この日付が同一の場合、「一般購入」「自動積立購入」「分配金再投資購入」の順番に使用します。</p> <p>※ 一般購入とは、自動積立購入、分配金再投資購入によらない購入のことをいいます。</p> <p>※ 代金計算日とは、基準価額が確定し、注文口数が確定する日のことをいいます。</p> <p>② 申込日が同一の一般購入が複数ある場合、申込順に非課税投資枠を使用します。</p> <p>③ 代金計算日が同一の自動積立購入が複数あり、その合計購入申込金額が残りの非課税投資枠を超える場合、残りの非課税投資枠を、購入申込金額で按分して使用します。</p> <p>※ 按分の結果、1円未満の端数が生じる場合は、まず自動積立購入申込金額の大きい順、次に投資信託のファンド・コードの昇順に端数を加えます。</p> <p>④ 代金計算日が同一の分配金再投資購入が複数あり、その合計購入申込金額が残りの非課税投資枠を超える場合、残りの非課税投資枠を、購入申込金額で按分して使用します。</p> <p>※ 按分の結果、1円未満の端数が生じる場合は、まず分配金再投資購入申込金額の大きい順、次に投資信託のファンド・コードの昇順に端数を加えます。</p>	●	●	●		
28	ジュニアNISA口座を廃止した場合、所定の手続及び要件の下、ジュニアNISA口座を再開することが可能ですが、すでに上場株式等を受け入れていた年分については、廃止後のジュニアNISA口座の再開はできません。	●				●
29	<p>ジュニアNISA口座開設のお申し込みは随時受け付けておりますが、お申し込みの時期によっては、口座開設が年明けになる場合がありますのでご了承ください。</p> <p>なお、年内に口座開設ができた場合でも、年末付近での開設となった場合、年内での購入ができない場合がありますのでご了承ください。</p>	●				●
30	ジュニアNISAの口座名義人がその年の1月1日において20歳となる年の1月1日に、成人NISA口座が自動で開設されます。	●				
31	未成年者で婚姻している場合または婚姻していた場合は、本人が運用管理を行いますので、すみやかに当行に届け出てください。	●	●	●		

本表は作成日時時点のものであり、今後変更される可能性があります。